

シンポジウムと無料法律相談会のお知らせ

平成25年2月14日

〒530-0047

大阪市北区西天満2-9-8 幸田第2ビル502号室

電話：06-6949-8277 FAX：06-6949-8217

自死遺族支援弁護士事務所長

弁護士 生越照幸

自死遺族支援弁護士は、平成25年2月17日（日曜日）、『自死は自己決定・自己責任？（～生命保険の支払免責を中心に～）』と題するシンポジウムを開催し、同時に無料の対面・電話法律相談を開催します。

自殺に関わる法律問題の多くは、自殺は自ら選んだ死である、という前提で処理がなされています。

例えば、保険法では自殺について生命保険会社による保険金支払の免責が規定されています（保険法51条、ただし契約から1～3年以上経過している場合は除く。）。

損害保険等においても、自殺は故意であり自らが意図的に招いた結果について保険金を払うことは許されないという理由から、保険金の支払義務が否定されています。

賃貸物件内での「孤独死」の場合には連帯保証人への損害賠償請求が認められていませんが、「自殺」の場合には損害賠償を認める裁判例が多数存在します。

しかし、WHOによれば、自殺者の96%はなんらかの精神疾患に罹患しているとされていることから明らかなように、自殺は精神疾患による病死と考えることができます。

また、内閣府が定めた自殺総合対策大綱においても、自殺はその多くが自ら望んだ覚悟の死ではなく、追い込まれた末の死であると記載されています。

そして、実際問題としても、精神疾患によって強い希死念慮が生じた末に自殺したようなケースにおいて、「自殺者が自らの意思で死んだのだから保険は出ません。」「自殺者が自らの意思で死んだのだから損害賠償義務を負担してもらわないと困ります。」と言われて納得する遺族は少ないでしょう。

本当に自殺は自ら選択したもの、すなわち自己決定・自己責任の産物と言えるのでしょうか。私たちはこの、「自殺＝自己決定・自己責任」論自体一種のフィクションであると考えます。そして、社会全体に広まっているこの誤った理解こそが自殺に対する偏見を助長する原因であると考えます。この理解を変えない限り、安易な自己決定・自己責任論によって苦しめられる遺族は減らないのではないのでしょうか。

このようなフィクションを少しでも改善するため、自死遺族支援弁護士では、今回のシンポジウムと無料相談会を企画致しました。

◆シンポジウム『自死は自己決定・自己責任？（～生命保険の支払免責を中心に～）』

・日時：平成25年2月17日（日曜日）13時30分～16時45分

・場所：東京八重洲ホール（大ホール901）

<http://www.yaesuhall.co.jp/>

・シンポの進行と内容

13時30分

開会の挨拶

13時35分

講演その1

『精神医学から見た自殺者の精神心理状態』（代々木病院 天笠崇医師）

14時35分

講演その2

『自殺と責任能力・意思能力』（自死遺族支援弁護団 和泉貴士弁護士）

15時15分

休憩（10分）

15時25分

パネルディスカッション

『実際の事例を通じて、医学的、法的、司法アクセス、手続きなどの問題点を探る～』

司会：和泉弁護士（自死遺族支援弁護団）

パネラー：天笠崇医師（代々木病院）、田中幸子氏（全国自死遺族連絡会）、生越照幸弁護士（自死遺族支援弁護団）、当事者の方々。

16時25分

質疑応答

16時45分

閉会

◆無料電話法律相談（全て当弁護団の弁護士が直接お話しを伺います）

・日時：平成25年2月17日日曜日10時30分～16時00分

・電話番号：050-3786-1980

・対象は自死遺族の方に限定させていただきます。

◆無料対面法律相談（全て当弁護団の弁護士が直接お話しを伺います）

・日時：平成25年2月17日日曜日17時00分～18時00分

・場所：東京八重洲ホール（大ホール901）

<http://www.yaesuhall.co.jp/>

・対象は自死遺族の方に限定させていただきます。